

災害ボランティア活動への割引制度を求める意見書

近年、我が国においては、東日本大震災や昨年の広島県における土砂災害、先日の関東、東北における豪雨災害など、大規模災害の発生が相次いでいる。このような大規模災害発生時には、被災者の救援から復興に至る過程で、全国から駆け付けた災害ボランティアの支援が、大きな役割を果たしている。

本県においても、平成26年8月豪雨災害の際、大きな被害が発生した阿南市、海陽町及び那賀町の災害ボランティアセンターにおいて、県内外から集まった延べ2,261名の災害ボランティアの尽力が、被災地域の復旧復興支援に大きな貢献を果たしたことは、記憶に新しい。

一方、ボランティアが被災地に赴く際の移動費や現地における滞在経費は基本的に自己負担であり、遠方からボランティアに参加する上での大きな障壁となっている。今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、被災地に必要なボランティアの力を、全国から長期にわたって集めるための環境整備は、国全体で取り組むべき大きな課題である。

については、災害ボランティアの「被災地への移動手段」及び「滞在場所」に係る経費について、これまでの、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業による割引制度や、地方自治体における独自の取組に頼る体制から一歩踏み込んだ、全国的な支援の在り方を速やかに検討し、官民協働の社会システムを構築すべきである。

よって、国においては、地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に被災地に赴く災害ボランティアに対して、交通費や宿泊費を割り引く制度を制定するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月13日

徳島県議会議長 川 端 正 義